

基準IV+加算	85%	—	—	—	51,000	—	—	—	—	—	—	—
基準V+加算	80%	—	—	—	—	48,000	—	—	—	—	—	—
基準VI+加算	75%	—	—	—	—	—	45,000	—	—	—	—	—
基準VII+加算	70%	—	—	—	—	—	—	42,000	—	—	—	—
基準VIII+加算	65%	—	—	—	—	—	—	—	39,000	—	—	—
基準IX+加算	60%	—	—	—	—	—	—	—	—	36,000	—	—
基準X+加算	55%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,000	—
基準XI+加算	50%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,000

処遇改善各種手当基準②

処遇改善加算各種手当基準①に則り支給した額が処遇改善加算受領額及び処遇改善特定加算受領額の総額を下回ると予測された場合、以下の基準により一時金手当として上乗せ支給する。

精査基準日：毎期3月支給日時点での精査

動怠精査基準日：3月20日以前6か月間

【処遇改善【基準】手当の算出】上乗せ一時金手当

支給原資：年間処遇改善加算受領予測額 - 年間処遇改善【基準】手当支給予測額

支給対象：総合職正社員、限定職正社員 ※一時手当支給日時点で既に処遇改善手当を受給している者に限る

支給方法：処遇改善【基準】手当Iに上乗せ支給

支給日：7月分給与にて支給

＜支給額算出式＞

支給原資 × 1人別支給係数（端数100円単位切上げ）

1人別支給係数 = (基準日より過去6か月間の勤務時間 × 本人の該当処遇改善【基準】手当の基準額比率) ÷ 基準日より過去6か月間の全支給対象職員勤務時間（基準比率適用後）

【処遇改善【加算】手当の算出】上乗せ一時金手当

支給原資：年間処遇改善特定加算受領額 - 年間処遇改善【加算】手当支給予測額

支給対象：総合職正社員、限定職正社員 ※一時手当支給日時点で既に処遇改善手当を受給している者に限る

支給方法：処遇改善【加算】手当Iに上乗せ支給

支給日：7月分給与にて支給

＜支給額算出式＞

支給原資 × 1人別支給係数（端数100円単位切上げ）

1人別支給係数 = (基準日より過去6か月間の勤務時間 × 本人の該当処遇改善【基準】手当の基準額比率) ÷ 基準日より過去6か月間の全支給対象職員勤務時間（基準比率適用後）

処遇改善各種手当減額基準

算定期間及び対象期間①：算定期間 7月支給分から12月支給分 対象期間 1月支給分から6月支給分 基準日6月20日以前6か月間

算定期間及び対象期間②：算定期間 1月支給分から6月支給分 対象期間 7月支給分から12月支給分 基準日12月20日以前6か月間

【動怠減額基準】

過去6か月間の欠勤実績が3日間 [次6か月間の処遇改善【基準】【加算】手当其々を10%減額]

過去6か月間の欠勤実績が4日間以上5日間以内 [次6か月間の処遇改善【基準】【加算】手当其々を20%減額]

過去6か月間の欠勤実績が6日間以上7日間以内 [次6か月間の処遇改善【基準】【加算】手当其々を30%減額]

過去6か月間の欠勤実績が8日間以上9日間以内 [次6か月間の処遇改善【基準】【加算】手当其々を40%減額]

過去6か月間の欠勤実績が10日間以上 [次6か月間の処遇改善【基準】【加算】手当其々を50%減額]

遅刻・早退の過去6か月間の実績回数が計3回につき欠勤1日分としてカウント

事後報告及び無断の遅刻・早退・私有外出は回数につき減額基準上で欠勤1日分としてカウント

事後報告及び無断の欠勤は回数につき減額基準上で欠勤3日分としてカウント

但し、慶弔に類する欠勤、やむを得ない欠勤・遅刻・早退事由と換点責任者が判断したものは対象としない

改定備忘歴

2020年7月 賃金規定改定